

令和元年度第2回堺市入札監視等委員会（令和元年11月27日開催）会議録

委 員	事 務 局
	<p>淵上契約課長補佐（以下「契約課長補佐」という。）それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>堺市入札監視等委員会規則第4条第2項の規定により、委員の過半数の出席がありますので、会議の開催をお願いいたします。なお、傍聴人の受付はありませんでした。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、山本委員長をお願いいたします。</p>
<p>【報告案件】</p> <p>山本委員長：報告案件のうち、契約状況について、事務局から説明をしてください。</p> <p>山本委員長：ただ今の報告につきまして、委員の皆様の方から、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>委員：意見なし</p> <p>山本委員長：それでは、御意見がないということですので、次に、入札参加停止等の状況について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>山本委員長：入札参加の停止状況につきまして、説明をいただきました。委員から御意見、御質問などございますでしょうか。</p> <p>中野委員：No. 6の事故ですが、事故内容と怪我の状況を教えてくださいいただけますか。</p> <p>中野委員：特に事故が発生するような危険な状況だったのでしょうか。</p> <p>中野委員：市の工事ではないと思いますが、和歌山で工事中にパイプか何か折れて、下を歩かれていた方に直撃して亡くなられたという事故をニュースで見たのですが、あの事故についても、通常であれば落下防止の屋根のようなものを設置しているものなのに、設置せずに施工していた</p>	<p>（資料1に基づき報告案件の概要を説明）</p> <p>1 平成31年4月1日～令和元年9月30日の契約状況</p> <p>（資料2に基づき報告案件の概要を説明）</p> <p>2 平成31年4月1日～令和元年9月30日の入札参加停止等の状況</p> <p>橋事業サポート課主査（以下「事業サポート課主査」という。）：こちらの事故内容ですが、雨水路清掃業務という委託業務で発生したもので、水路清掃の実施に当たり、クレーン車で水路に重機を降ろす作業をしていました。その際、クレーン車がバランスを崩し、転落してしまったのですが、クレーン操作をしていた作業員についても、一緒に巻き込まれ、転落してしまったものです。</p> <p>怪我の状況としては、入院加療を要するものでしたので、負傷者を生じさせたということで、入札参加停止に該当しました。</p> <p>事業サポート課主査：実際の作業時には、周りに監視を行う者がおり、クレーン車の揺れに気づいたことを作業員に注意をしたのですが、大丈夫だろうと過信して作業を続行した結果、転落してしまったという状況です。</p> <p>事業サポート課主査：そうですね、今回については周りの監視員が実際に注意しているという経過がありますので、その時点で作業員が真摯に受け止めて作業を中断していれば、事故が発生しなかった可能性は高いと思います。</p> <p>そのあたりについて、市からも安全教育を徹底するよう</p>

ということでした。

事故ですので、突発的に発生するのかもしれませんが、防止することができたのではないかなと思います、今回、市の工事でもありますし、バランスを崩すということが分かっていたのであれば、何か防止措置をとれたのではないかなとは思いますが、そのあたりはいかがですか。

堀川委員：怪我をされているということですが、入札参加停止の期間が2か月なのですね。

堀川委員：安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故の場合は2か月と決まっているのですか。それとも、怪我の程度によって幅が見られることはあるのでしょうか。

堀川委員：負傷者の場合は2か月だということですね。事故の状況によっては、入札参加停止が重い軽いという意見もあるかと思います。先ほどおっしゃられた安全教育の徹底を指導したという話も含め、措置が重くなったり軽くなったりすることはあるのですか。

堀川委員：労災や建築現場の安全等については、社会の関心も高いですし、例えば刑事罰であれば、傷害の程度によって、刑の重い軽いがあるかと思っています。基準の中での入札参加停止期間は2か月だったとしても、状況によっては、措置の重い軽いを判断するなどの考え方があっていいのかなと思いました。

中野委員：今後の対策として、入札参加条件の監督者の条件を厳しくするなど、そういうことは考えておられますか。

中野委員：そうですね。本件ではそういうことで理解しましたが、幸い今回、死亡事故に至りませんでした。この

に指導を行っております。

事業サポート課主査：はい、そうです。

事業サポート課主査：履行関係者に負傷者を生じさせた場合は2か月です。

事業サポート課主査：怪我の程度によって2か月が3か月に変わるということはないのですが、死亡者を生じさせた場合は3か月になります。また、負傷者の定義として、入院加療を要するかということと、入院はしなくても加療を要する者が5名以上であるということが基準になっています。また、業者としては、安全管理措置を適切に行っていた中でも、事故が発生することもあるかと思っています。市が事故の状況を調査した中で、安全管理措置には全く問題はなかったと判断できた場合は、入札参加停止には該当しないということはありません。

古谷事業サポート課契約係長：今回の事故状況として、アウトリガーという、クレーン車から出る足のような装置についても、適切に出してはいたのですが、作業員がその装置の上部に乗って操作をするという危険な状態だったので、監視員が注意をしていました。しかし、作業員は熟練者であり、慣れた作業に過信して、落下寸前までそこにいたということで、作業員と監視員の連携が適切に行われていなかったという報告を受けております。

また、ホイールローダーという2トンの重機を、3トン吊のクレーンで降ろしてしまっていたので、今後は余裕を持って20トン程度まで吊り下げることができるクレーンを使用し、事故対策をすると報告を受けております。

市の入札参加条件をより厳しくするかについては、まだ考えておりません。

<p>ような事故を踏まえて、色々なことを見直していくということも今後考えていただけたらいいかなと思います。</p>	
<p>【審議案件】</p> <p>山本委員長：それでは、続きまして、審議案件に移りたいと思います。今回の審議案件につきましては、輪番制により、事前に堀川委員に抽出していただきました。それぞれの選定理由につきまして、堀川委員から簡単に説明をお願いいたします。</p> <p>堀川委員：平成31年4月1日から令和元年9月30日までの契約実績の中から、入札・契約の過程を審議する上で、議論の必要があると思うものを抽出いたしました。</p> <p>まず第1号「東工場排水処理施設脱水ケーキホッパー更新工事」は、入札参加者数が1者と少ないこと、また落札率が非常に高い案件であったということで、どのような原因があるのかを確認したいと思い選びました。</p> <p>次に、第2号「浜寺諏訪森町中ほか下水管布設工事（1-1）」は、入札参加者43者のうち、5者が入札を辞退し、37者が最低制限価格を下回って無効になっております。有効札は1者しかなかったという案件で、状況を確認したいと思い選びました。</p> <p>次に、第3号「府道富田林泉大津線（現）舗装補修工事（竹城台地区）」は、入札参加者47者のうち、1者が入札を辞退し、残り46者が最低制限価格と同額でくじ入札のくじ案件になっております。以前に色々な案件を審議して、対策として予定価格の事後公表ということが挙がっております。その状況の確認も含めて選びました。どちらかというと、工事担当課というよりは契約課にお尋ねする内容になるかと思えます。この案件をもとに国の動向等も少し伺えればと思います。</p> <p>次に、第4号「東山制御所動力盤更新工事」は、入札参加者30者のうち、23者が入札を辞退しています。辞退者数が非常に多かったということですので、どのような原因があるのか確認したいと思い選びました。</p> <p>最後に、第5号「児童自立支援施設地質調査業務」は、入札参加者12者のうち2者が入札を辞退して、9者が最低制限価格を下回って無効となっております。有効札は1者しかなかった案件ということですが、他の地質調査業務との違いと、その価格でどのような判断があったのかということも含めて状況を確認したいと思い選びました。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>山本委員長：ありがとうございました。それでは、以後、順番に審議をお願いしたいと思います。</p>	
<p>【第1号：東工場排水処理施設脱水ケーキホッパー更新工事】</p> <p>山本委員長：それでは、第1号案件につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>	<p>(資料に基づき案件第1号の概要を説明)</p>

山本委員長：それでは、委員から御意見、御質問をお願いしたいと思います。

堀川委員：まず、脱水ケーキホッパーそのものについて少し説明をいただければと思います。

堀川委員：受注者のクボタ環境サービス株式会社について調べました。この会社はとても大きな会社ですが、クボタ環境サービス株式会社自体がもっと大きな処理施設全体を担当しているのですか。

堀川委員：排水処理施設全体は、この会社ではないのですね。

堀川委員：非常にクボタ環境サービス株式会社と親和性が高いということもあって、クボタ環境サービス株式会社が手を挙げられたという気もしますが、随意契約ではなく、これは一般競争入札で行われたということですか。

堀川委員：これは独立したものとして一般競争入札で発注できるということですか。

堀川委員：クボタ環境サービス株式会社が施工したからお任せということではなく、競争入札が可能かきちんと判断した上で、手続を取っているということですか。

堀川委員：市側はそのような思いがあって出されているということですが、現実には、どうしても参加者が1者しかなかったということになるのかと思いますが、いかがでしょうか。

堀川委員：分かりました。一般競争入札にできると判断されたということですが、やはり現実的にはかなり特殊であ

杉山東工場長（以下「東工場長」という。）：東工場は、一般廃棄物処理施設、いわゆるごみ焼却場です。工場敷地内には、日量300トン処理できる第1工場、460トン処理できる第2工場及び日量100トンの第1破碎施設、50トンの第2破碎施設があります。そこから出る排水を一括して処理するのが排水処理施設で、その施設で排水を適切な化学処理を行い、最終的に公共下水道へ放流するための施設です。その汚水を排水処理する際、脱水処理をして固形物を生成しますが、それを一旦溜めておく施設がケーキホッパーになります。排水処理施設からケーキホッパーに汚泥を送り、そこからダンプで排出するというような仕組みになります。今回の工事については、ケーキホッパー本体と排水処理施設から送られてくる配管一式の部分の工事になります。

東工場長：クボタ環境サービス株式会社は、東工場にあります第2工場を建設し、第1工場は日立造船株式会社という別会社が建設しており、施設全体を担当しているわけではありません。

東工場長：排水処理施設全体については、更新工事を平成26年、27年にしております。その際に受注した会社がクボタ環境サービス株式会社です。

東工場長：はい、一般競争入札です。

東工場長：はい。工場及び破碎施設から独立しているということで、一般競争入札で発注できるということです。

二階堂東工場長代理（以下「東工場長代理」という。）：システム的な部分は、やはり施工業者でないといけないですが、独立した施設については、できるだけ分離して一般競争入札で発注するというのが基本的な方針です。

東工場長代理：今申しました方針に従って、前年度にケーキホッパーの工事の設計業務を、同じく一般競争入札で発注し、そこで工事の仕様書を作り、応札業者を増やすために、一般競争入札で発注しました。本来予想していた数よりも正直少なかったという印象は、入札が終わってから持ちました。

東工場長代理：基本的にはケーキホッパーというのは、先ほど申しましたように、汚泥を一旦溜めて、それをダンプ

るとか、そこでないとできないとか、そのようなハードルや制約があったのでしょうか。

堀川委員：特注なのですね。

中野委員：これはクボタ環境サービス株式会社が今回工事を請け負われて、ケーキホッパー自体は、またクボタ環境サービス株式会社がどこかに発注されるということが前提なのですか。

中野委員：では、製作図を作るのが、やはり今メンテナンスをしてもらっているクボタ環境サービス株式会社の方が有利であるということなのですか。

中野委員：だからこそ一般競争入札ですよ。

中野委員：しかし、結局1者しかなくて、何かあまり一般競争入札をした意味がなかったかなという感じはするのですが。昨年度、設計業務について、応札業者を増やすために一般競争入札をされたということですが、応札業者の数を広げるためにどのような工夫をされたのでしょうか。

中野委員：結果的に1者しかなかったということですね。

中野委員：重複になるかとは思いますが、どういう理由から1者しかなかったと思われませんか。

中野委員：見積りを取られた3者が入ってくるだろうとは思っていたけれど入ってこなかった理由は、何か調査されていますか。

で受けるという貯留装置みたいなものです。ただ、一般の型番があるような既製品ではなくて、製作図で製作していきますので、既製品でないということからすると特殊にはなります。

東工場長代理：はい。特注ですが、清掃工場であるとか、下水処理場であるとか、汚泥が出るところには基本的にはホッパーというものは付いていますので、特殊性が清掃工場やごみ処理焼却炉といったものとは少し異質で、そういう意味では分離して一般競争入札にかけられるという判断をした次第です。

東工場長代理：製作図は、クボタ環境サービス株式会社で作って、それを製作者に発注される形をとると思います。例えばケーキホッパーの機械的な部分はそういう形で、また、制御するためにゲートを開いたり閉じたりするという電気的なところがあるのですが、そういったところの制御盤などは、また制御盤を作る業者に、という形で発注されると聞いています。

東工場長代理：クボタ環境サービス株式会社でも製作図を作れますが、他のメーカーでも作れますので、そういうことはありません。

東工場長代理：はい。

東工場長代理：どこでも作れるように設計コンサルタントに一般標準仕様書等を作ってもらったり、あるいは発注用の図面を作ってもらったりという形で、工事の応札業者の数を広げる意味でそういう形をとりました。

東工場長代理：はい。

東工場長代理：市で設計価格を決める際に、ある程度、前年度の設計コンサルタント業者が作ってくれた設計標準書をもとに、機器なら機器、制御盤なら制御盤という形で見積りを3者ずつとっていますが、それぞれ3者から見積りをいただいていますので、その3者は当然作れますし、我々も当然他のところも入ってくるだろうということで、一応見積りは3者でとって設計価格の中に採用しました。しかし、実際その入札をかけたときには、残念ながら1者しかなかったという結果でした。

東工場長代理：それは入札が終わった後に電話で聞いてみたのですが、当時、見積りを取った業者や他の入札参加されなかった業者は、他の工事と時期が重複しており、主任技術者等の配置ができないということで、業務が忙しくて入札参加できなかったという意見でした。

<p>中野委員：落札率が非常に高いのは、どういう理由からでしょうか。98.72%というのは非常に高いと思うのですが。</p> <p>堀川委員：工事のウエイトを占める機器の価格がかなり高くなってしまっているから、落札率が高い率になってしまったということですね。</p> <p>山本委員長：更新前のケーキホッパーを製作した会社は、まずどこなのかというのと、それから今回更新した後のケーキホッパーを製作したのはどこなのか教えてください。</p> <p>山本委員長：製作もクボタ環境サービス株式会社ということですか。</p> <p>山本委員長：他の企業に発注したということではないのですね。</p> <p>山本委員長：用意していただいている写真や設計、平面図がありますが、これのどこを更新したのですか。</p> <p>山本委員長：それも更新したのですね。</p> <p>山本委員長：それは分からないのですね。</p> <p>山本委員長：ただ、取り替える前は倉敷紡績株式会社と分かっているのですね。</p> <p>山本委員長：これは、ここで汚泥を固めるわけですよ。下にダンプカーが受けて汚泥を運ぶわけですよ。</p> <p>山本委員長：脱水装置は別のところにあるのですか。</p> <p>山本委員長：倉敷紡績株式会社だから、ここでろ過してい</p>	<p>東工場長代理：推定ではありますが、先ほど言いました設計価格を組むときに3者から見積りをいただいて、その見積価格の最低価格を設計価格の中に採用していますが、その最低価格を入れている見積書の中の業者がクボタ環境サービス株式会社であったということです。この全体工事の中で機械の占める割合というのが大きいので、設計価格の中に入れた機械の金額により近づいたというふうに考えております。</p> <p>東工場長代理：はい。しかもそれが一番低い価格を設計価格に入れたものですから、より落札率が高くなったのではないかなというふうに考えております。</p> <p>東工場長代理：更新前は倉敷紡績株式会社です。今回製作するのはクボタ環境サービス株式会社です。</p> <p>東工場長代理：はい。</p> <p>東工場長代理：製造自体はおそらく、また別のところで作っていると思いますが、製作図をクボタ環境サービス株式会社が描いて、実際の製造を一般の製缶業者等に発注しているのだと思います。</p> <p>東工場長代理：今、配付させていただいている、これ全体です。ケーキホッパーというのは、この三角形になっているところです。これを受けている架台も含めての話になります。</p> <p>東工場長代理：はい。ですので、要は何センチで作ってくださいとか、こういう溶接をしてくださいとかいう製作図をクボタ環境サービス株式会社が描かれて、実際に作るころというのは、製缶業者とかに発注されています。</p> <p>東工場長代理：それは今分らないです。</p> <p>東工場長代理：排水処理設備は倉敷紡績株式会社が全体を作っていますが、既設の脱水ケーキホッパーもおそらく倉敷紡績株式会社が製作図を作って、他の製缶業者に発注されていると思います。倉敷紡績株式会社の工場の中で作ったかどうかは確認しておりませんが、一般的にはそういう形を取られます。ごみ焼却炉とかもそうです。</p> <p>東工場長：はい。脱水した後の汚泥をここに溜めているだけです。</p> <p>東工場長：別のところにあります。</p> <p>東工場長：違います。排水処理設備全体を倉敷紡績株式会</p>
---	---

<p>るのかなと。そうではないのですね。</p> <p>山本委員長：ダンプカーに積み込むまでのところを、一時溜めてある設備ということですか。</p> <p>山本委員長：では、特にそんなに特殊な機械ではないということですか。</p> <p>山本委員長：もちろん設計図でそのサイズとか、そういったところは特注になるのでしょうか。このケーキホッパーそのもの自体は、それほど高度な設備ではないということですか。</p> <p>山本委員長：市で把握されております参加可能な業者数というのは幾らぐらいだったのでしょうか。</p> <p>山本委員長：参加はそのうち1者だったということですね。</p> <p>中野委員：何かしっくりこないのが、応札業者を多くするための策をされていて、それでこれ自体もそんなに特別でもないのに1者しか入札がないというのは、何か空回りをしているといいますか、功を奏していないし、落札率の高さからして、何か談合があるのではないかという疑念を持つような入札であったかなと思うので、これはもう少し工夫をすることができなかったのかなというのは非常に思います。</p> <p>堀川委員：同じ思いですけど、残念ですよね。せっかくこうやって出されて、わざわざそこからも切り分けられて出されて、それほど難しくないからいけるだろうということでしたが、結局同じところに返ってしまったのが少し残念で、他の方法はなかったのかなと感じます。さっき言ったように、結構可能な業者はあったと聞いておりますし、やはり、こういう図面を書くだけで大手も含めて色々あるように見ておりますので、何かなかったのかなという気はしますね。結果論になるのかもしれませんが。</p> <p>山本委員長：しっくりこないとおっしゃるのは、結局今のメンテナンスの業者と同じ業者であるということが少しひっかかるころではあるわけですね。つまり他が入ってこなかった理由がそういったところになかったのかというのが少し検討されるころだと思います。</p> <p>この案件は更新工事ということなので、プラントの設備の特殊な部分の改修とか補修というのは、そこを手がけた業者でないといけないというような理由がよくつけられて、場合によっては随意契約での発注が見られるわけですが、本案件は更新工事ということで既設の設置業者でなくても施工可能だという判断をされて、一般競争入札で発注が行われたと。その点は評価できることだと思います。</p>	<p>社が、この既設のケーキホッパーも含めて設計製作されています。</p> <p>東工場長：そうです。</p> <p>東工場長：はい。</p> <p>東工場長：そうです。</p> <p>友淵契約課主査（以下「契約課主査」という。）：38者です。</p> <p>契約課主査：はい。</p>
---	--

<p>ただ、今の委員の質問に対する御説明の中でも、参加可能な業者が38者もいるという状況の中で、実際に入札参加してきたのは1者であり、しかもそれがメンテナンスの業者と同一業者だったというところで、しかも落札率も高いということですので、やはりこれは今後もこういった発注については見ていかなければならない、継続して見ていく必要があるような課題があると言えると思います。</p> <p>メーカー指定というのはなかったということですが、やはり製造を伴うということですので、そこで実際に製造業者にどれだけのコストを払うのかということ、その割合が高ければ金額的に折り合わないというような判断をした業者もあったのかなと思います。そこでこの案件から学習できることといえば、ここでは機器の製造と設置工事、これを分けるとか、あるいは設計から施工まで一括して発注するとか、色んな入札のやり方があろうかと思っておりますので、今言った1者の応札というような競争性に問題があるような入札の形にならないように、色んな手法を御検討いただければと思います。</p>	
<p>【第2号：浜寺諏訪森町中ほか下水管布設工事（1-1）】</p> <p>山本委員長：それでは、第2号案件に進みたいと思います。第2号案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>山本委員長：それでは、委員から御意見、御質問お願いいたします。</p> <p>堀川委員：開札票を確認しますと、市の設定した最低制限価格よりも低い金額で入札をされた業者が非常に多いということです。少し珍しい例かと思うのですが、業者の入札と市の最低制限価格が食い違っていたということで、工法の特異性や、錯覚をするような原因があったのかどうか教えてください。</p> <p>堀川委員：人孔更生工事とは、どのようなものですか。</p> <p>堀川委員：内張りし直すということですね。</p>	<p>(資料に基づき案件第2号の概要を説明)</p> <p>浦崎下水道建設課長（以下「下水道建設課長」という。）：今回の工事内容には、一部推進工事と人孔更生工事というものがあります。その中で、標準的に使用される下水道設計歩掛表には歩掛がないため、施工可能な工法協会の歩掛を使用しており、その発注図面、寸法、規格は明確になっていますが、それらの工事の積算方法の違いにより、わずかな金額差が生じたのではないかという見解です。</p> <p>それから、入札参加業者にヒアリング等はしていないのですが、入札時に業者が提示した工事費内訳書を比較し、当該箇所において、市と業者の積算に金額差があることを確認させていただいております。</p> <p>成田下水道建設課建設第一係長（以下「下水道建設課建設第一係長」という。）：マンホールを更生する工法です。平成初めぐらいの、まだ耐震基準もない頃に築造した古いマンホールが現存し、そこに接続するため、穴を開ける必要がありました。この施工にあたっては、構造上安定させなければならぬため、それを更新するか、中にライニングをして補強するかを選択肢があり、経済比較を行った結果、今回は補強する方法を選択しました。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：そうですね。補強します。</p>

<p>堀川委員：それが人孔更生工事ですね。</p> <p>堀川委員：推進工事もライニングも、どちらも一般的に採用されているものなのですか。</p> <p>堀川委員：工法協会というのは何ですか。どちらの協会のことですか。</p> <p>堀川委員：それを採用すると金額差が生じるものなのでしょうか。歩掛などの表があって、それを基に積算すると、そこまで金額差は生じないということではないのですか。</p> <p>堀川委員：業者によって慣れ不慣れがあって、この低い数字を出した業者は全て慣れていないということですか。</p> <p>堀川委員：37者全者が慣れていなかったので出せなかったと。</p> <p>堀川委員：皆さんが慣れていなかったということですか。それで判断されているということですか。</p> <p>堀川委員：その歩掛というのは、確定したものはないのですか。</p> <p>堀川委員：基準がいくつもあるのですか。</p> <p>堀川委員：要するにAとかBとかCのパターンがあって、どれを使うかによって、数字にずれが生じるということですか。</p> <p>堀川委員：やはり慣れていないのですね。Aというものは1つしかないわけですね。</p>	<p>下水道建設課建設第一係長：はい。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：一般的にはあります。ただし、国や下水道の標準歩掛のような一般的な積算基準書には載っていないので、工法協会からの積算基準に応じて積算しているという状況です。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：例えば推進工事であったり、人孔の更生工法の協会がありまして、それぞれの施工技術を普及、推進等するために設立されています。今回の工事を施工する工法が特殊な工法になるのですが、金額を積算するための歩掛については、これらの工法協会のものを採用しているという形になります。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：本件は、この協会のこの工法で積算していますよということを、図面にも仕様書にも明示しており、それらに基づいて見積りを取ると同じ価格になると思われるのですが、一般的な積算基準ではないので、業者によっては差が生じているのかもしれないと考えております。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：そうですね。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：結果的にはそうなっていますので、その可能性はあるかもしれません。</p> <p>下水道建設課長：慣れていないと言っていると、そうかもしれません。ただし、人孔更生工事というのは、まだ始めの工法というところがあり、国は様々な積算基準を持っている中、まだ歩掛が作られておりません。本件のような工事が頻繁に出ることになれば、先ほど発言にありました工法協会が国土交通省、下水道新技術機構、下水道協会などと集まって、歩掛というものを徐々に構築していくというのが一例になっております。現状は、まだ出だしに近いところもありますので、まさに今そのような状況を作っている最中のものだと思っただけだと思います。</p> <p>下水道建設課長：国が認めているものはありません。</p> <p>下水道建設課長：あります。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：そのとおりです。ただし、A、B、Cはありますが、今回はAですというような明示はしております。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：そうですね。</p>
--	---

<p>堀川委員：そのAの中にさらにバリエーションがあるのでしょうか。</p> <p>堀川委員：でも結局は誤差が生じてしまったということですね。</p> <p>堀川委員：稀にしか使われないから慣れていないというのもそうだと思うのですが、それにしても、確定したとまでは言いませんが、一つの基準となる歩掛があるわけですよね。それに基づいて積算したけれど、業者側はどれを使えばいいかが分からず、結果的には誤差を生じさせてしまったと。それが1者ではなくて、これだけ多くの業者で誤差を生じたということですね。分かりました。</p> <p>中野委員：単純に開札票を拝見して、無効札が非常に多いので、ダンピング防止の効果があつたのか分かりませんが、一方で、もう少し予定価格を安くできたのではないかと思います。</p> <p>今のお話だと、工法協会の歩掛で計算して、それがなかなか浸透していなかったから、こういう差が生じたということだと思うのですが、仮にそうであったとしても、この最低制限価格に近い価格で工事ができるとして入札した業者が多数いるということから逆算すると、そもそも工法協会の歩掛の積算方法が妥当だったのかというのが、純粹に感じるのですが、そのあたりはどのように考えていますか。</p> <p>中野委員：そうしますと、今後も同様の工事については、今回同様の方法で積算しようと考えておられるということですか。</p> <p>堀川委員：先ほど市が積算に採用している歩掛などの明示はされているとおっしゃっていました。もう少し業者側で気がついていれば良かったのかもしれませんが、結果的には下回った業者がこれだけの数がいるということ踏まえて、もう少し明示の方法を変えるとか、そういうことは考えられないでしょうか。</p>	<p>下水道建設課建設第一係長：協会の中には何十者か業者がおり、個々で見積りは異なるかもしれませんが、それは市でも判断できません。ただし、工法協会にも積算基準書がありますので、それに準ずるとある程度の金額は算定できるのではないかと考えています。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：全国で実績はあるとは言え、稀にしか使われない工法でもありますので。</p> <p>下水道建設課長：我々としては妥当だったと考えております。</p> <p>下水道建設課建設第一係長：何もない状況の中で積算しているわけではなく、その工法協会の積算基準に則って積算して、確認も行っておりますので、人孔更生の工法についても問題はないと考えております。</p> <p>下水道建設課長：そうですね。今後、更生工法というものが主流になりつつあります。一定の下水道整備というのは既に終わっており、その中で今後は、過去に布設した下水管を更新しようという状況で、掘り返して施工する方法もあるのですが、それをすると様々な弊害が生じます。そこで、掘らずに施工する工法で、管の機能を維持しようというものがこの更生工法となります。</p> <p>歩掛についても、工法協会のものを採用するのかなど議論はあると思いますが、先ほど説明の際に1つ言い忘れておまして、材料については見積りを採用しています。やはり市と業者では、値引きの差はあると思いますので、その差が積算にも影響しているのかなということが考えられます。</p> <p>下水道建設課長：そうですね。明示の方法につきましては、今後、市としてどこまでの明示が可能となるか、議論して発注していくべきと考えておりますので、内部で調整させていただきます。</p>
--	--

山本委員長：入札監視等委員会の審議対象といたしますか、手続的に問題がなかったのかどうかということがポイントになってくると思います。以前も同じような議論があった時に、市が設定した条件を明示する必要があるということで、その検討をしてくださいということになったと思いますので。

今回、市の積算に採用した工法がまず一般的な工法だったのかどうか、先ほどいくつか選択肢があるとおっしゃいましたよね。なぜその工法を堺市が採用したのかということの理由は説明できますか。

山本委員長：それはこの無効になった多くの業者にとっても特殊でないといえますか、普通に受け入れられる工法だったということが言えるわけですか。

中野委員：市としては、一定の積算能力のある業者であれば、きっちり積算できるという前提だったのですか。

山本委員長：それでは、先ほど御説明いただきましたように、この工法については国の基準がないということで、そこで誤差が生じたということは一定やむを得ないのかなという気がしております。ただし、本案件はこれだけの入札があったにも関わらず、有効札が1者ということですから、落札率から言えば、特段高いというようなことはありませんので、入札そのものは特に問題があるということではないとは思いますが、委員からの御質問にもありましたように、最低制限価格よりも低い金額で入札した業者が37者もあるということは、何となく特殊な事例という気がします。そこに関して、特殊工法の採用や材料の見積りの金額によって誤差が生じるという理由もあるとは思いますが、業者側が特殊工法であることを認識していたのであれば、認識した上で、37者が無効となるような低い価格で入札しているということになり、もしかすると市が積算した基準の方が、実勢価格との乖離があった可能性もあるという点で、

下水道建設課建設第一係長：先ほど申し上げましたように、今回の工事を施工するにあたっては、大きな穴を開けることになるのですが、既存のままでは耐震上問題が生じます。そこで、地震が発生した時や、常時の土圧や水圧に対しても耐え得るように対策できる方法は限定されますので、その中で構造的に安定しつつ、最も安い工法を選択したものです。強度と経済比較に基づいて工法選定しております。

下水道建設課建設第一係長：そうですね。例えばライニングの厚み、径、強度などの他、工法自体のMLR工法という名前も明示しておりますので、どのような形で施工してどのような材料調達をしなければならないということは、分かるようにはしております。

前回指摘をいただいた昨年の段階では、一部そのような明示がない部分もありました。そのあたりは、指摘を受けて見直しをしており、仕様書に記載しているという状況になっています。ただし、施工したことがない業者が多いかもしれませんので、想定ではありますが、見積り自体を徴取できなかった可能性もあるかもしれません。入札時に提出された工事費内訳書を確認しましても、全く異なる数字を記載されている業者も何者かいましたので、見積りを取らずに推測で積算をしているのかなというものも一部で見受けられました。そのあたりは各業者がこの工事に対して、その工種に対して、どのようなスタンスで積算していたかという部分もあると思います。

下水道建設課建設第一係長：そうですね。特殊な工法についての質疑等もなかったもので、一定、入札の段階ではご理解いただいているのかなという認識はしていました。

<p>若干疑問が残ります。しかし、今回の入札に関しましては、条件明示の点で工法名を明記するよう変更されたということで、前回よりもより一定の検討をされた結果もありますので、それは評価したいと思います。</p> <p>ただし、今後、国の基準が出ればなくなるのかもしれませんが、このような特殊な工法が含まれる案件につきましては、各応札者が誤解しない、不確定要素がないように、発注条件が明確になるよう再検討していただく余地があるのかなと思います。では、よろしくお願ひします。</p>	
<p>【第3号：府道富田林泉大津線（現）舗装補修工事（竹城台地区）】</p> <p>山本委員長：それでは、第3号案件に進みたいと思います。第3号案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>山本委員長：それでは、御意見、御質問お願いいたします。</p> <p>堀川委員：これだけきれいに揃うものなのですか。当てやすいとか、読みやすいとか、分かりやすいものなのでしょうか。</p> <p>堀川委員：読みやすいというか、類推しやすいというか、工法が非常に単純で分かりやすいということに起因しているのでしょうか。</p> <p>堀川委員：当然、予定価格が事前に公表されているところがあるので、それに基づけば、すぐにこのようにみんなが同じような数字を書いてくることになるということなのですか。</p> <p>堀川委員：では、こういうことは珍しくないということですね。</p> <p>堀川委員：これは舗装補修工事ですが、他の工事でも舗装工事全般含めて、割と頻繁にこのように同じような数字になり、同じようにくじを引かれるということが結構あるのですか。今回は数が多いですが、こういう数字の大小は別にして、やはり結構事前公表をしていくと、割とこういうことはあるのでしょうか。</p> <p>堀川委員：今回はその代表例、まさに典型的な例ということですか。</p> <p>堀川委員：ありがとうございます。 少し契約課にお伺いしたいのですが、国で事前公表、それから事後公表ということで論議になっているかというよ</p>	<p>(資料に基づき案件第3号の概要を説明)</p> <p>黒原南部地域整備事務所長（以下「南部地域整備事務所長」という。）：結論から言いますと、積算のしやすい工事であることは間違いありません。また、全て公表されている数字を使いますので、こういう結果が出ることは不自然ではないと思います。</p> <p>南部地域整備事務所長：ええ、そうです。</p> <p>南部地域整備事務所長：そうです。</p> <p>南部地域整備事務所長：そう思います。</p> <p>南部地域整備事務所長：この制度の中で、こういう簡単な積算の工事であれば、こういうことはあり得ると思います。市全体でその割合がどのぐらいあるかというのは、存じません。</p> <p>南部地域整備事務所長：工事が簡単だったということと、事前公表しているという点を捉まれば、代表的な事例かもしれません。</p> <p>契約課長補佐：国は、法律で予定価格については事後で公表するという形になっております。自治体につきましては、そういう法律の規制がございませんので、各自治体に任せ</p>

うに伺っています。少し簡単に説明していただけますでしょうか。

堀川委員：事前公表にはデメリットがあるというお話がありました。実際、能力もないけれども、これぐらいの価格というのがすぐ読めるので、それを入れてくるというような例は、堺市の場合に限定してですが、あるのでしょうか。

堀川委員：参考にはなるのでしょうか、そこですぐに出せるというわけではなく、やはり一定のノウハウときちんとした能力がないと、そこは出せないということなのですか。

堀川委員：実際、積算能力や技術力がない業者が落札するようなことはないのですか。

中野委員：積算方法が簡易だということを先ほどお伺いしましたが、これは予定価格を事後公表にした場合でも、簡易で同じような形になる可能性はあるのでしょうか。

中野委員：あまり予定価格を事後公表にしても、このようなケースではそれほど結果として変わらないと思っておられますか。

堀川委員：先ほど高止まりになるという国の指摘があったかと思いますが。落札率とかそういうところから見て、そういう指摘は当たっているのでしょうか。

られているところがあるのですが、本委員会でも過去にこういった事例、最低制限価格で並んでいる案件を審議していただいたことがございます。

先程、任意であると申し上げましたが、国からは、予定価格の事前公表を行った場合に予定価格が目安になって、競争が事実上制限されること、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、また入札談合が容易に行われる可能性があることなどが懸念されているというところがあり、そのような問題が生じた場合は、速やかに事後公表に移行するように、通知されている現状があります。そういった中で、本委員会におきましても、堺市においても常に問題が生じていないか注視していただいて、何らかの問題が生じた際には適宜対応することが必要であるという御意見をいただいています。

南部地域整備事務所長：ないと思います。やはり個別具体の単価は公表されていますし、予定価格が出ていたとはいえ、最低制限価格を知ろうと思えば、それなりに組み立てた設計上、積算上の考え方を持たないと、当てられるものではないと思いますので、全く予定価格からすぐ出せるものだけではないと思います。

南部地域整備事務所長：はい。

南部地域整備事務所長：ないと思います。

契約課長補佐：ダンピング受注に関してですが、最低制限価格で並ぶ案件で、工事成績点が格段に低いということはありませんので、技術力がない業者が落札しているという現状はないと判断しています。

南部地域整備事務所長：あります。

南部地域整備事務所長：そうですね。多少のくじ率は下がるかもしれませんが、そもそも設計のしやすい工事であれば、いわゆる読みやすい案件ですので、くじは発生すると思います。

契約課長補佐：今回であれば46者で並んでおりますが、土木系の工事であれば、最低制限価格で受注したとしても利益が出やすいというところで、受注意欲が高いと見受けられ、それで並んでいるとも思われます。

契約課長補佐：そうですね。落札率につきましては、冒頭で契約状況の報告をさせていただいておりますが、大体88%、89%という話になってくるのですが、政令市の中

堀川委員：高止まりになっているとか、なりやすいとかは、工事担当課の実感ベースでどうでしょうか。

堀川委員：一般的には高くなるのかなというように思うのですが、現実としてはそうではないという理解でよろしいですか。

山本委員長：積算のソフトというものが、かなり一般的に普及しているということは以前からお聞きしているのですが、こういう案件で実際に積算ソフトを使えば、この金額がすぐに出てくるのかどうかというのは、確かめられたことはありますか。

山本委員長：こういった舗装という単純、簡単な工事であれば、その仕様を入れるだけで金額が出てくるのが積算のソフトなのかと思っているのですが、そうすると容易に積算できるようなことになれば、同じことが起こってきますよね。だから、これを事後公表にすれば変わりますか。

山本委員長：そういうソフトの精度が高まれば高まるほど、同じ金額が出てきますよね。それを堺市がソフトを使わずに予定価格、それから最低制限価格を設定されたときに、そのソフトと、どれだけずれるのかなということに興味があります。それと同じだったらやはり同じことが起こってきますよね。

山本委員長：ただ、最低制限価格の業者が多いということは、事前公表にしろ、事後公表にしろ、私個人としてはそんなに悪い話ではないと思います。これを下回れば、それこそダンピングということになってしまうかもしれませんが、それを防ぐために最低制限価格というものを設けているわけですから、最低制限価格の業者が多いのは、裏返したら受注意欲の高い業者がたくさん参加したという解釈もできると思いますので、くじ入札そのものがまるで悪いかのように判断する必要は、そこまではないのではないかと

でも一番低いということになっていますので、入札金額の高止まりというのも見受けられないとは判断しております。

南部地域整備事務所長：必ずしもそうなっているとは思いません。

南部地域整備事務所長：はい。

南部地域整備事務所長：はい。直接ではありませんが、間接的にそういう話は聞いたことはあります。

契約課長補佐：今回で言えば46者ぐらい並んでいますが、その数が例えば40や35には減るのかなとは思いますが、くじになるということは変わらないという推測はしております。

今、予定価格は出ていますので、そこから単純に率を掛けて出している業者も中にはいるかもしれないので、そういった業者は予定価格が出ない場合に率は掛けられませんので、最低制限価格を割り出せないというところはあるのかもしれません。そういう業者が減っていくのかなとは思いますが、今言ったように積算ソフトや、自社できちんと積算を組まれているところであれば、設計金額、予定価格は割り出せると思われしますので、やはり受注意欲があり、最低制限価格を狙ったとすれば、くじになるのかなと推測します。

契約課長補佐：他の政令市でも事後公表をしているところはありますが、事後公表をしているから全くくじがなくなるかという、そういうわけではなく、やはりくじが発生しているところはあります。

事後公表の懸念としては、見積りとか条件明示など、不確定な部分があって積算しにくいような案件については、事後公表することによって入札不調になるということが推測されます。

<p>思います。</p> <p>これだけ最低制限価格でも入札してくる業者がいるということは、それなりに受注意欲があり、別に身を切って参加しているわけではおそらくないと思いますので、そういう意味でそれほど悪い状況ではないかと思います。ただ、公共工事の最低制限価格であったとしても、民間の発注に比べたらやはりおいしい面があるというのが現実だと思います。そういう意味で発注側も最低制限価格で決定すれば、一番低い支出、つまり税金の持ち出しが少なく発注したことになるし、業者もくじとはいえ、受注意欲がある者の中で選ばれた業者ということで、特段無理な価格で発注しているわけでもないという判断もできると思います。</p> <p>ただ、この案件は、これだけの業者が最低制限価格で入札し、くじで決定されたというところでは、やはり一定の違和感があるというのは事実だと思います。業者の数もとても多いわけで、数者の入札を同率金額でくじというのは目立たないのですが、これだけの数がありますとどうしても目立ってくるということだと思います。こういった積算の容易な案件については、くじ落札という状況が起こり得るのは仕方ないとは思いますが。</p> <p>とはいうものの、こういったことをできるだけ避けるためにも、先ほどの御発言にもありました予定価格を事後公表にすること、これについてもメリット、デメリットはあると思いますが、そこで事後公表にすれば、電子入札ですから、本当に限られた人しか知り得ない状況ですので、かつてのように外圧がかかって予定価格を聞き出すような圧力を市の職員さんにかけるとか、そういった状況は電子入札であるとやりにくくなっているとは思いますが。だから、そういった入札のやり方、それを事後にするか、事前にするかということ、これは先ほど申しましたけども、そういった不正を引き起こすようなことも同時に防止していかなければなりませんし、そういった入札の検討をさらに堺市もしていただいて、今行われています事前公表を事後公表とすればどのようになるのかという検討も合わせて今後行っていただいたらどうかと思います。申し添えますが、事後公表にするべきとは申しておりませんので、メリット、デメリットを考慮して、どちらの方がいいのかということで検討されたらいいかと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>第3号案件、以上で終わります。</p>	
<p>【第4号：東山制御所動力盤更新工事】</p> <p>山本委員長：それでは、第4号案件に進みたいと思います。第4号案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>山本委員長：それでは、御意見、御質問お願いしたいと思います。</p> <p>堀川委員：これだけの辞退者が出るということは、非常に難しい工事だったのか、そもそも利益が上がらないと判断</p>	<p>(資料に基づき案件第4号の概要を説明)</p> <p>門田水運用管理課長（以下「水運用管理課長」という。）：工事内容としましては、動力盤一面全てを更新するもので</p>

<p>されたのか、どのような理由があったと思われますか。</p> <p>堀川委員：機器の価格が高いから利益が出ないと判断して辞退したという理由が多かったということですか。</p> <p>堀川委員：かなり辞退されておりますが、今回の結果は多いのでしょうか。ものによるのかもしれませんが、機器費が高い場合はこのような結果になりやすいのでしょうか。</p> <p>堀川委員：その動力盤については、メーカー指定されているものなのか、それとも一般的な動力盤であれば良いというものなのでしょうか。</p> <p>堀川委員：実際に落札された業者は、記載した既設メーカーの動力盤を使われているのですか。</p> <p>堀川委員：ということは、安く購入できるといいますか、つき合いがあるのですか。</p> <p>堀川委員：汎用性が高く、複数者が動力盤を製作しているのですか。メーカーは多いのですか、それとも限られた数者なのでしょうか。</p> <p>堀川委員：やはり形として既設メーカーのハードルが高いということはあるのでしょうか。</p> <p>山本委員長：仕様書に既設メーカーが株式会社日立製作所製だということを記載したわけですが、もしそれを記載し</p>	<p>すので、動力盤を購入し、それを設置することができるのであれば、一般的に施工可能となります。</p> <p>入札参加者にヒアリングした結果では、既設メーカーに動力盤の見積りを依頼し、その価格が高いという判断をされた業者は、利益がそれほどないという理由で辞退したと伺っております。</p> <p>水運用管理課長：はい。</p> <p>矢野水運用管理課主幹（設備整備担当）兼設備係長（以下「水運用管理課主幹」という。）：そうですね。既設メーカーに見積り依頼した場合に、往々にしてこのようなケースが発生しているかと思えます。</p> <p>水運用管理課長：動力盤の価格が設計額の大部分を占めていますので、利益に係る部分が非常に少ないというところもあり、この動力盤の価格によって入札と辞退の判断が分かれたかと思えます。既設メーカーから各業者へ出された見積価格にも差があるようですので、そのあたりも影響したのかなと思えます。</p> <p>水運用管理課長：指定はしておりません。過去に類似工事で既設メーカーはどこかという質疑を受けることが多くありましたので、今回、特記仕様書に既設メーカーが株式会社日立製作所製であるという明記はしております。市としては指定するという意図で記載しているわけではなく、ヒアリングした業者の中でも、既設メーカー以外で見積りを徴取しているところもありました。</p> <p>水運用管理課長：そうです。</p> <p>水運用管理課主幹：見積りについては、電材店経由でとられています。電材店が何者かありますので、電材店によっても差が出た可能性はあります。</p> <p>水運用管理課主幹：汎用品と言いますか、機器は特注品です。市の仕様書に合わせたものになります。ただし、メーカーではなくても、電気屋であれば製作することは可能なものです。</p> <p>水運用管理課主幹：今回はメーカー指定をしておりませんので、市としてはそのようには考えていませんが、結果として既設メーカーに見積りを依頼している業者が多かったので、このような結果になってしまったのかと考えております。</p> <p>水運用管理課長：おそらく入札前に既設メーカーはどこですかという質問があると想定されます。過去の案件でも同</p>
---	--

<p>ていなかったら、どのような結果だったと推測できますか。</p> <p>山本委員長：株式会社日立製作所とこれまで取引といいま すか、関係のあるような業者だけが落札してきたというこ とはないですか。</p> <p>山本委員長：それでは、既設メーカーがどこの製品である か知りたいという業者の動機は何なのでしょう。</p> <p>堀川委員：今までの機器と整合性を取って、これが間違い ないという判断をされているということですか。</p> <p>堀川委員：メーカーを指定しないということは、現実には そういうことはないですよというのが市の考えですよ。</p> <p>堀川委員：見積りを取って入札したけど落札できなかった のですか。それとも最初から辞退したのでしょうか。</p> <p>堀川委員：入札はしたわけですね。</p> <p>山本委員長：先ほどの説明にありました他の盤との関係で、 万が一の不具合が起こった時、何か言われるというような 無言のプレッシャーみたいなものはあると考えられるわけ ですか。</p> <p>堀川委員：こだわって申し訳ないのですが、入札に応じら れた7者がいますよね。先ほど既設の株式会社日立製作所 以外のところにも見積りを依頼されて、入札されたとあり ましたけども、それは1者ですか、複数者いますか。</p> <p>堀川委員：辞退された業者も、ほとんど株式会社日立製作 所に見積り依頼されているのでしょうか。</p> <p>堀川委員：プレッシャーではないですが、やはり株式会社 日立製作所との整合性を取ろうというように判断された業 者が多かったと。その結果、見積りが合わず、多数の業者 が辞退されたというわけですか。</p>	<p>様でした。</p> <p>水運用管理課主幹：今のところは、そのような事実は確認 できておりません。</p> <p>水運用管理課長：本工事で対象となる既設動力盤以外の盤 がまだ残っておりますが、それらも株式会社日立製作所が 製作している部分で、これまで一体となって動作していた ということで、各業者も既設メーカーの製品であれば、他 の設備にも不具合がないであろうと、それを選択する方が 無難だという業者が多いようで、そのような判断から既設 メーカーに見積り依頼しているのかなと思われま。</p> <p>水運用管理課長：そうですね。異なるメーカーの盤であ れば、他は株式会社日立製作所製の中、その箇所だけ異なる ことになります。おそろくないと思われまますが、何か問題 が生じた時に、他の盤との整合性が合わないから不具合が 生じたとか、そう言われるのを懸念される業者が多いのか など。同じメーカーにしておいた方が、後々無難であるた め、それを選択しているところがあると思われま。</p> <p>水運用管理課長：そうですね。ヒアリングの中でも、違 うメーカーに盤を見積り依頼された業者もありましたので。 ただし、結果としてはその業者は落札しませんでした。</p> <p>水運用管理課主幹：辞退ではなく、落札できませんでした。</p> <p>水運用管理課主幹：はい。</p> <p>水運用管理課主幹：プレッシャーと言うよりは、今回構成 する盤の仕様以外のところで、やはり目に見えないところ とか、そのあたりをよく知っている業者にお願いするのが 無難だろうと考えて、既設メーカーに見積りを依頼したと ころが多いのではないかなと思われま。</p> <p>水運用管理課主幹：調査した中では1者だけです。</p> <p>水運用管理課主幹：そうですね。ヒアリングした中では、 電材店経由で株式会社日立製作所の見積りを取られている ところがほとんどです。</p> <p>水運用管理課長：各者の違いとして、盤だけを株式会社日 立製作所から購入して、それ以外は全て自社で施工する という業者と、試験などを部分的に株式会社日立製作所に任 せるという業者がいますので、そのあたりが金額の中で利</p>
--	--

<p>堀川委員：メーカーを問わない、フリーな形での入札を実施されたのに、既設メーカーとの縛りが強く働いてしまって、かなりの業者が辞退されたという結果になりましたので、そこは少し残念なのかなという気もしますね。このハードルを下げることはできないのですか。既設業者を選択する方法が無難だということは先ほど説明されましたが、そこが非常に高いハードルなのでしょうね。</p> <p>山本委員長：本件は入札参加者30者のうち23者が辞退したということで、辞退者数が多かったために抽出された案件ということでした。辞退の理由としては、工事に伴う機器費が高いということ、また、既設メーカーとの関係性が一部影響していたのかもしれませんが。発注自体について、市としてはメーカー指定をされておらず、入札参加者に対して、既設ではない他の機器メーカーの採用を認めるような自由性があったということで、入札条件そのものとしては、競争性を高めるという点から評価できる案件であったと思います。</p> <p>ただし、結果的には辞退者が多いということですので、先ほど御発言いただきましたように、今後、辞退者数を減らすような工夫がさらにできないかということも検討していただければと思います。以上です。</p>	<p>益にならないと判断した業者は辞退しているようです。</p> <p>水運用管理課長：既設と同じメーカーに頼ることはやむを得ない部分はあるのかなとは思いますが、仕様書にもう少し工夫できればと思います。現在は単純に既設メーカーの名称と、要求する性能しか記載しておりませんので、もう少し何かプラスアルファできれば、業者も既設とは異なる業者を選択するところがあるかもしれません。</p>
<p>【第5号：児童自立支援施設地質調査業務】</p> <p>山本委員長：それでは、第5号案件に進みたいと思います。第5号案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>山本委員長：それでは、御意見、御質問お願いしたいと思います。</p> <p>堀川委員：非常に無効票が多かったということですが、地質調査で、非常に難しい地形、場所だったということなのでしょうか。</p> <p>堀川委員：概要を見ますと、土質ボーリングとは、普通のボーリングですか。</p> <p>堀川委員：それ以外の標準貫入試験とか、スウェーデン式サウンディングとか、高密度表面波探査等々のこれらが特殊なのでしょうか。</p> <p>堀川委員：協会のそういう基準に基づいて、見積りでされ</p>	<p>(資料に基づき案件第5号の概要を説明)</p> <p>高橋河川水路課主査(以下「河川水路課主査」という。)：この児童自立支援施設の建設が予定されている土地が非常に広大かつ起伏の激しい土地でして、通常のボーリング調査だけではなく、中の空洞や埋設物の有無などを確認するための調査が別途必要であったということです。</p> <p>河川水路課主査：そうです。</p> <p>河川水路課主査：そうですね。今おっしゃっていただいた項目の中で特殊なのが高密度表面波探査というものであり、これが通常の堺市の積算基準書には載っておりませんので、こちらについては全国標準積算資料ということで、全国地質調査業協会連合会という業界が出している積算資料をもとに積算し、設計価格を作成しました。</p> <p>河川水路課主査：はい。</p>

<p>ているのですか。</p> <p>堀川委員：業者の方々もおそらくその基準に基づいて見積りを出してこられたと思うのですが、それでもやはり開きが出るものなののでしょうか。</p>	<p>河川水路課主査：通常、積算のときに用いた積算基準については、我々特記仕様書に明記しており、こちらについても、堺市の積算基準と並べて、協会の積算基準を使っていますよという形で明記させていただいております。ただ、その協会の積算基準の中で、一部材料費については基準書に載っておりませんので、各業者から見積りを徴取して積算しなければならない部分がありました。そういった部分がありましたので、積算する業者の方からすると、そこで少し金額の開きが出てしまったのかなというところです。</p>
<p>堀川委員：割とずれている部分というのは、材料費の部分というふうに判断されているということでしょうか。</p>	<p>河川水路課主査：そうですね。全体からするとごく一部分になるのですが、その部分については定まっていない額であるため、見積りを徴取しますので、そういったところで開きが出たものと考えております。</p>
<p>堀川委員：当初応募された業者は、高密度表面波探査に経験、実績のある業者ばかりですか。</p>	<p>河川水路課主査：そうですね。応札された業者を見ましても、この地質調査業協会連合会に入っている業者もいますので、そういったところはもちろん経験のある業者が応札しているものと見られます。</p>
<p>堀川委員：では、その辺のことは、材料費の部分ではないので、基準をきちんと読んできちんと判断できると。材料費の部分でやはりこれぐらいの開きが出てしまったということですね。</p>	<p>河川水路課主査：はい。</p>
<p>堀川委員：そうすると、少し安い材料でできると判断されているのですか。</p>	<p>河川水路課主査：そういうことですね。低い額が入りますので。</p>
<p>堀川委員：何とかいけるというふうに業者の方々には判断されて、この値段をつけられたということですね。</p>	<p>河川水路課主査：はい。</p>
<p>堀川委員：あとの部分について、ボーリングは一般的であり、貫入試験とか、サウンディングとか、この辺については基準は定まっていて、そこで開くことはなかったという御判断ですか。</p>	<p>河川水路課主査：ないと考えます。</p>
<p>堀川委員：特殊な材料が要る、そういう試験ではないのですか。</p>	<p>河川水路課主査：材料は特に特殊なものではないのですが、やはり測量する機器などは専門的な機械を使いますので、その辺で材料は普通の建設資材が載っているような参考資料などには載っていないものになりますので、どうしても見積りを取らないといけないということでした。</p>
<p>堀川委員：その分、幅が出るということですか。</p>	<p>河川水路課主査：はい。</p>
<p>堀川委員：堺市の基準もその協会の基準に基づいている価格なのですね。</p>	<p>河川水路課主査：はい。</p>
<p>堀川委員：材料についてもこういうものであるというふう</p>	<p>河川水路課主査：材料については、この連合会に聞き取り</p>

に一定御判断されているということでしょうか。

堀川委員：先ほどの繰り返しになりますけども、業者の方々はその連合会に入っておられるのですか。

堀川委員：全てではないけれど、連合会に入っておられる業者が出てきている額が、もう少し安い材料でできるという判断なのですね。

堀川委員：少し現状とずれているということでしょうか。

堀川委員：あとは業者の方々の自己努力によって安い値段がついているというわけですね。

山本委員長：この高密度表面波探査一式の割合はどのくらいですか。土質ボーリングであれば13か所とはっきり書かれていますよね。それから、標準貫入試験も195回と書かれているし、あとのスウェーデン式のところも23か所というふうに書かれています。高密度表面波探査だけが何も具体的なことがここでは書かれていないのですが、これは先ほど広大で起伏の激しい土地というふうにおっしゃったと思うのですが、そういった土地の面積によって、表面波探査のコストはやはり変わってくるのですよね。

堀川委員：過去にこういう地質調査をされたケースはあったのでしょうか。なかなか特殊な場所なのでめったにないような感じですが。

堀川委員：ないですね。だからめったにない調査ということですね。

堀川委員：落札率が81.90%でかなり低い、無効になった数字を見てもかなり低いと考えると、やはり若干の乖離はあるような気がしますがいかがですか。

山本委員長：この案件につきましては、多くの入札業者が最低制限価格以下ということで無効になったという、目立

調査を行って、どのような形で材料費を決めたらいいかということを確認し、この特殊な工法に携わったことのある業者からの見積り徴取がいいのではないかとということで、そういった部分のアドバイスをいただいて積算に臨んでおります。

河川水路課主査：全てではないですが。

河川水路課主査：そうですね。少しばらつきが出てくるところがあったと。

河川水路課主査：ただ、3者から徴取した見積り額を見ても、特に大きな差がなく、ばらつきのないような僅差の金額であり、市の積算では、その中で安価なものを選んでいきます。その中にはばらつきがなかったのも、積算としては適切な積算ができているのかなと考えております。

河川水路課主査：そうですね。

河川水路課主査：そうですね。面積の中でどれぐらいの延長を探査に当てるかという部分がありますので。今、一式ということでしたが、詳細については特記仕様書に書かれています。総測線の延長など、その辺には触れておりますので、適切に積算できるものと考えております。

河川水路課主査：近年、実績はないですね。

河川水路課主査：そうですね。

河川水路課主査：落札率81.90%、これを見ますと、通常の地質調査業務や設計業務が大体8割ぐらいで落札されているのかなという印象を受けております。最低制限価格より低く、無効になってしまった額を見ても、額は低くはありますが、その額それぞれでもばらつきがありますので、各業者が、きちんと積算した上で入れた金額であると考えております。

<p>った結果になった案件だということで抽出していただきましたが、当該案件は、一般的な地質調査に加えて高密度表面波探査というものが含まれており、これは積算単価がないということでしたので、見積りに基づいて単価を採用したとお聞きいたしました。</p> <p>見積りに基づいているということでは、実勢の価格とそれほど大きく乖離したようなものではなかったのではないかと考えられます。ただ、実際に無効となった業者の入札の価格を見れば、落札した業者との間に50～60万円の差があることが見てとれますので、これだけ差が生じるような見積りということを考えますと、今後もこういった積算の明確な基準のないようなものが含まれているときには、適正な見積りを取っていただいて、より現実の調査業務の条件に合うような積算を各参加業者ができるように条件を明示していただくような工夫をさらにしていただいたら、これだけの無効の業者が出ることはなかったのではないかと考えられますので、今後、さらに検討を加えていただければと思います。</p>	
<p>【その他】</p> <p>山本委員長：以上で、本日予定しておりました抽出案件の審議は全て終わりました。全案件、全般を通じまして、何か御意見ございますでしょうか。</p> <p>委員：意見なし</p> <p>山本委員長：それでは、特にないということですので、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>山本委員長：それでは、これをもちまして、令和元年度第2回堺市入札監視等委員会を終了いたします。</p>	<p>契約課長補佐：はい、事務連絡になります。次回の入札監視等委員会につきましては、令和2年5月下旬頃の開催になりますので、よろしく申し上げます。</p>